

令和元年第2回長与町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 令和元年 6月 4日

本日の会議 令和元年 6月 5日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 八木亮三議員	2番 松林敏議員	3番 西田健議員
4番 浦川圭一議員	5番 中村美穂議員	6番 安部都議員
7番 内村博法議員	8番 安藤克彦議員	9番 金子恵議員
10番 岩永政則議員	11番 堤理志議員	12番 河野龍二議員
13番 吉岡清彦議員	14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員
16番 山口憲一郎議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 谷本圭介君	議会事務局 理事 富永正彦君
参 事 森本陽子君	主 任 山田傑君

説明のため出席した者

副 町 長 鈴木典秀君	総 務 部 長 山本昭彦君
企 画 財 政 部 長 久保平敏弘君	建 設 産 業 部 長 日名子達也君
住 民 福 祉 部 長 中嶋敏純君	健 康 保 険 部 長 辻田正行君
水 道 局 長 濱 伸二君	会 計 管 理 者 山口利弘君
企 画 財 政 部 理 事 田中一之君	住 民 福 祉 部 理 事 栗山浩二君
総 務 課 長 荒木秀一君	秘 書 広 報 課 長 中村元則君
契 約 管 財 課 長 和田 弘君	地 域 安 全 課 長 宮崎伸之君
政 策 企 画 課 長 荒木 隆君	税 務 課 長 山崎 昇君
収 納 推 進 課 長 藤崎隆行君	土 木 管 理 課 長 中尾盛雄君
都 市 計 画 課 長 山崎禎三君	産 業 振 興 課 長 川内佳代子君
福 祉 課 長 細田愛二君	こ だ も 政 策 課 長 村田ゆかり君
健 康 保 険 課 長 志田純子君	介 護 保 険 課 長 堀池英二君
水 道 課 長 渡部守史君	下 水 道 課 長 山口新吾君
教 育 長 勝本真二君	教 育 次 長 森川寛子君
教 育 委 員 会 理 事 金崎良一君	教 育 総 務 課 長 宮司裕子君
生 涯 学 習 課 長 青田浩二君	農 業 委 員 会 事 務 局 長 村田佳美君

会議録署名議員

3番 西田 健 議員 4番 浦川 圭一 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

閉会 13時24分

令和元年第2回長与町議会定例会
議事日程（第2号）

令和元年6月5日（水）
午前9時30分開議

日程	議案番号	件名	備考
1	29	長与町森林環境譲与税基金条例	産厚
2	30	長与町印鑑条例の一部を改正する条例	産厚
3	31	長与町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	産厚
4	32	長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	産厚
5	33	長与町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例	総文
6	34	長与町民文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	総文
7	35	長与町「陶芸の館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	総文
8	36	長与町シーサイドパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	総文
9	37	長与町武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	総文
10	38	長与町立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例	総文
11	39	長与町宿泊研修施設「つどいの家」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	総文
12	40	長与町海洋スポーツ交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	総文
13	41	長与町北部地区多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	総文
14	42	長与町農民健康増進施設上長与体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	総文
15	43	長与町勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例	総文
16	44	長与町働く婦人の家条例の一部を改正する条例	総文
17	45	長与町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	総文
18	46	長与町南交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	総文

19	47	長与駅コミュニティホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	総文
20	48	長与町駐車場条例の一部を改正する条例	総文
21	49	長与町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例	産厚
22	50	長与町一般公共海岸占用料及び土石採取料徴収等条例の一部を改正する条例	産厚
23	51	長与町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	産厚
24	52	長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例	産厚
25	53	長与町都市公園条例の一部を改正する条例	産厚
26	54	長与町ウォーキングセンター潮井崎交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	産厚
27	55	長与町水道給水条例の一部を改正する条例	産厚
28	56	令和元年度長与町一般会計補正予算（第1号）	総文

※付託予定の委員会

○議長（山口憲一郎議員）

皆さんおはようございます。会議を開く前に、町長より都合により本日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、皆様にお知らせをしておきます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1、議案第29号長与町森林環境譲与税基金条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

こちらの長与町森林環境譲与税基本条例について質問なんですが、こちら新しく創設された税ということで、市町村が行う間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用並びに都道府県が行う市町村による森林整備に対する支援等に関する費用に充てなければならないとなっていると思うのですが、新しく創設された税ということで、使い道はこれから検討されることとは承知しておりますけれども、予定と言いますか、具体的に長与町ではこういった使途に使われる見込みがあるのか、もし分かればということと、実際にこちらは、金額ですね、1年間で、初年度だけでも幾らほどが見込まれているのかということをお伺いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

お答えいたします。まず使途についてでございますが、きちんとした使途についての考え等はございませんが、法の方で明文化されてますとおり森林活動、森林整備の担い手人材育成ですね、そういうものに使うようになっておりますので、森林の方の整備、あとは森林活動の教育等の方の経費に使わせていただければと思っております。令和元年度の譲与税の金額といたしましては188万円を予定しております。以上になります。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑ありませんか。

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

私も基本的に同じようなことをお伺いしますが、提案理由の中に町が実施する森林整備とあります。そういう意味では、今後町が独自で行う森林整備についてはこの費用が使えるというふうな形で考えていいものなのか、そこに先程いろいろ述べられました縛りがあるものなのか、そこの辺をお伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

お答えいたします。森林についての縛りがございまして、一応国の方では基本的には

人工林を対象というふうになっております。以上になります。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第29号は、産業厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第29号は、会議規則第46条第1項の規定によって、6月13日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第29号は6月13日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第2、議案30号長与町印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第30号は、産業厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第30号は、会議規則第46条第1項の規定によって、6月13日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第30号は6月13日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第3、議案第31号長与町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

条例の中で、第14条保証人及び利率が今回新たにこの条例に加えられていますけど、これを追加した背景が分かれば教えていただきたいというふうに思います。

○議長（山口憲一郎議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

まず、これまでは災害弔慰金の支給等に関する法律及び施行令におきまして、災害援護資金の貸し付けにつきましては保証人を立てること、また利率につきましては年3%とするというような規定がございました。今回、法律及び施行令の改正がございまして、保証人と利率につきましては条例で定めることというようなことになっております。それにおきましての改定でございますが、本町では、今回基本的には保証人をつけていただいて、利子につきましては無利子ということでありまして、ただし、どうして

も保証人をつけられない方につきましては年1.5%の利率とするということにさせていただきます。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

この中で、保証人は立てなければならない、ただし広範囲にわたる大規模災害というふうな場合においては、保証人を立てることが困難と認めるというふうな形であります。これは町長が、特別に認めてるという形ですけれども、いわゆるその広範囲にわたる大規模災害というのがどういう規定になるものなのか、あともう1つ、やはり災害時において保証人を立てるとするのが非常に難しくなるのではないかというふうに思いますけれども、その辺についてはもう少し緩和できるような状況がないものなのか、その点があれば教えていただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

保証人をまず立てるか立てないかということなんですけれども、先程ちょっと御説明が不足してました。当初法律の方で保証人を立てること、そして年3%というのが決まっていたんですけれども、東日本大震災が発生した際に、援護資金の貸し付けを行う対象者の方につきましてはどうしても保証人を立てることができない方がいらっしやっただということで、国の方で特別措置が行われました。その内容としましては、基本的には保証人を立てることなんです、保証人を立てる方については無利子、立てきれない方につきましては1.5%という特別措置がありました。そういったことがありまして、この利率を保証人を立てることができない方につきましては1.5%ということの規定をさせていただいたところでございます。また、広範囲にわたる災害という基準なんですけれども、この援護資金の貸し付けにつきましては、いろんな基準があるんですが、大きく言いますと災害救助法の適用を受けるような災害が起こった場合というのが適用の基準になってまいります。その中で、ある一定の基準が国の方でも示されているわけなんですけれども、そういったものを参考にしながら、町としましては、何戸までとかいう町での基準は今のところございませんが、一定その被害の規模を見ながら、そういった形での貸し付けの申請受付をしていきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第31号は、産業厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第31号は、会議規則第46条第1項の規定によって、6月13日までに審査を終了するよう期限をつける

ことにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第31号は6月13日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第4、議案第32号長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第32号は、産業厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第32号は、会議規則第46条第1項の規定によって、6月13日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第32号は6月13日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第5、議案第33号長与町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第33号は、総務文教常任委員会に付託します。

お諮りします。ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第33号は、会議規則第46条第1項の規定によって、6月13日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第33号は6月13日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第6、議案第34号長与町民文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第34号は、総務文教常任委員会に付託します。

お諮りします。ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第34号は、会議規則第46条第1項の規定によって、6月13日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第34号は6月13日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第7、議案第35号長与町「陶芸の館」の設置及び管理に関する条例の一部を改

正する条例を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第35号は、総務文教常任委員会に付託します。

お諮りします。ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第35号は、会議規則第46条第1項の規定によって、6月13日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第35号は6月13日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第8、議案第36号長与シーサイドパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第36号は、総務文教常任委員会に付託します。

お諮りします。ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第36号は、会議規則第46条第1項の規定によって、6月13日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第36号は6月13日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第9、議案第37号長与町武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第37号は、総務文教常任委員会に付託します。

お諮りします。ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第37号は、会議規則第46条第1項の規定によって、6月13日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第37号は6月13日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第10、議案第38号長与町立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第38号は、総務文教常任委員会に付託します。

お諮りします。ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第38号は、会議規則第46条第1項の規定によって、6月13日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第38号は6月13日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第11、議案第39号長与町宿泊研修施設「つどいの家」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第39号は、総務文教常任委員会に付託します。

お諮りします。ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第39号は、会議規則第46条第1項の規定によって、6月13日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第39号は6月13日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第12、議案第40号長与町海洋スポーツ交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第40号は、総務文教常任委員会に付託します。

お諮りします。ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第40号は、会議規則第46条第1項の規定によって、6月13日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第40号は6月13日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第13、議案第41号長与北部地区多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第41号は、総務文教常任委員会に付託します。

お諮りします。ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第41号は、会議規則第46条第1項の規定によって、6月13日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第41号は6月13日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第14、議案第42号長与町農民健康増進施設上長与体育館の設置及び管理に関

する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第42号は、総務文教常任委員会に付託します。

お諮りします。ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第42号は、会議規則第46条第1項の規定によって、6月13日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第42号は6月13日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第15、議案第43号長与町勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第43号は、総務文教常任委員会に付託します。

お諮りします。ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第43号は、会議規則第46条第1項の規定によって、6月13日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第43号は6月13日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第16、議案第44号長与町働く婦人の家条例の一部を改正する条例を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第44号は、総務文教常任委員会に付託します。

お諮りします。ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第44号は、会議規則第46条第1項の規定によって、6月13日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第44号は6月13日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第17、議案第45号長与町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第45号は、総務文教常任委員会に付託します。

お諮りします。ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第45号は、会議規則第46条第1項の規定によって、6月13日までに審査を終了するよう期限をつける

ことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第45号は6月13日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第18、議案第46号長与南交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第46号は、総務文教常任委員会に付託します。

お諮りします。ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第46号は、会議規則第46条第1項の規定によって、6月13日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第46号は6月13日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第19、議案第47号長与駅コミュニティホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第47号は、総務文教常任委員会に付託します。

お諮りします。ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第47号は、会議規則第46条第1項の規定によって、6月13日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第47号は6月13日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第20、議案第48号長与町駐車場条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第48号は、総務文教常任委員会に付託します。

お諮りします。ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第48号は、会議規則第46条第1項の規定によって、6月13日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第48号は6月13日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第21、議案第49号長与町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第49号は、産業厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第49号は、会議規則第46条第1項の規定によって、6月13日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第49号は6月13日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第22、議案第50号長与町一般公共海岸占用料及び土石採取料徴収等条例の一部を改正する条例を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第50号は、産業厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第50号は、会議規則第46条第1項の規定によって、6月13日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第50号は6月13日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第23、議案第51号長与町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第51号は、産業厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第51号は、会議規則第46条第1項の規定によって、6月13日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第51号は6月13日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第24、議案第52号長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第52号は、産業厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第52号は、会議規則第46条第1項の規定によって、6月13日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第52号は6月13日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第25、議案第53号長与町都市公園条例の一部を改正する条例を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

今回の定例会で上程されております条例の改正案とは、主に消費税が8%から10%に上がるというのを想定しての改正だと思っておりますが、長与町都市公園条例の一部を改正する条例におきましては、例えば現在100円で使える使用料が改正案で110円になっている。例えば長与総合公園のテニス広場の壁打ちコートの町民の平日1時間当たりの使用料が、現在税込み100円のところが税込み110円になっていると思うんですが、つまり今回108円のもの110円になるのではなくて、100円のもの110円になるというのは消費税率の分だけではない実質的な値上げと思うのですが、その認識で間違いはないでしょうか。もし実質的な値上げということであれば、その理由と言いますか根拠というのを伺いたしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

青田生涯学習課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

使用料につきましては、使用料に消費税をかけて10円未満を切り捨てた額としております。本来ならば使用料は108円のところを10円未満切り捨てて100円と現行しております。改正の分が10%ということで、110円ということで改定をさせていただきます。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第53号は、産業厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第53号は、会議規則第46条第1項の規定によって、6月13日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第53号は6月13日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第26、議案第54号長与町ウォーキングセンター潮井崎交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第54号は、産業厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第54号は、会議規則第46条第1項の規定によって、6月13日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第54号は6月13日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第27、議案第55号長与町水道給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第55号は、産業厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第55号は、会議規則第46条第1項の規定によって、6月13日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第55号は6月13日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第28、議案第56号令和元年度長与町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

吉岡議員。

○13番(吉岡清彦議員)

16、17ページですが、中学校の研究ということで県からの委託を受けてるわけですが、どこの学校がやるのか。どういう研究をするのか、何年間の研究事業であるのか、あるいは何かこれを発表していくのか、ちょっとその点をお尋ねいたします。

○議長(山口憲一郎議員)

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事(金崎良一君)

お答えいたします。まず2件の研究発表がございます。1件は長与中学校です。長与中学校の研究発表は学力向上に関する研究発表でございます。期間は2年間です。本年度が中間発表、来年度が本発表となります。もう1件が高田中学校です。高田中学校におきましてはふるさとキャリア教育がテーマでございます。これは、起業、なりわいを起こすという起業でございますが、起業家の教育を中心とした研究発表でございます。期間は2年間。来年度が本発表になっております。以上でございます。

○議長(山口憲一郎議員)

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第56号は、総務文教常任委員会に付託します。

お諮りします。ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第56号は、会議規則第46条第1項の規定によって、6月13日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第56号は6月13日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。明日も定刻より本会議を開きます。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

(散会 10時15分)